

## 6 条例に盛り込む事柄（案）

### 第1 総 則

#### 1 目的

この条例は、市民活動の促進についての基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民活動の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とします。



#### 2 定義

この条例において、市民活動とは、市民<sup>(説明1)</sup>が営利を目的とせず<sup>(説明2)</sup>、市の区域内において自発的に行う公益的な活動<sup>(説明3)</sup>であって、次のいずれにも該当しないものをいいます。

- (1) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主な目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主な目的とする活動
- (3) 特定の公職<sup>(説明4)</sup>の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

##### （説明1）

ここでいう「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体のことをいいます。

##### （説明2）

ここでいう「営利を目的とせず」とは、市民活動が事業収入を得ることを否定する趣旨でなく、事業収入を得た場合でも、収益は関係者に分配されず、事業活動のために使われる場合は「営利を目的とせず」に含まれます。

(説明3)

「公益的な活動」とは、社会的な広がりを持つ活動、すなわち、自分だけでなく、身近な隣人から地域の人々まで、不特定多数のために幅広く役立つことを目指す活動を指します。

(説明4)

ここでいう「公職」とは、公職選挙法第3条に規定する公職をいい、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の職のことを指します。

### 3 基本理念

#### (1) 基本理念

市民活動の促進は、市民、事業者及び市が、それぞれの役割を認識するとともに、次に掲げる協働の原則に基づき相互に連携・協力することにより行われなければなりません。

#### (2) 協働の原則

市民、事業者及び市は、対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。

市民、事業者及び市は、市民活動に関する情報を相互に提供し、又は公開することにより、その情報の共有に努めること。

事業者及び市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重すること。



## 第2 市民、事業者及び市の役割

### 1 市民の役割

- (1) 市民は、市民活動に関する理解を深め、市民活動の促進に協力するよう努めるもの  
とします。
- (2) 市民活動を行うもの<sup>(説明5)</sup>は、まちづくりを担う者としての自覚を持ち、活動の充  
実を図るよう努めるものとしてします。
- (3) 市民活動を行うものは、活動の目的及び内容を広く市民に知らせ、理解されるよう  
努めるものとしてします。

### 2 事業者の役割

- (1) 事業者は、地域社会の構成員として、市民活動の意義に対する理解を深めるよう努  
めるものとしてします。
- (2) 事業者は、自らが有する資源<sup>(説明6)</sup>を活用して、市民活動の支援に努めるものとし  
ます。

### 3 市の役割

市は、市民活動の促進に関する総合的な施策を実施し、市民活動の促進のための環境  
づくりに努めます。

(説明5)

市民活動を行うものとは、市民活動を行う団体・個人のことです。

(説明6)

「自らが有する資源」とは、事業者が持っている人材、情報、施設・設備、資金などを  
指します。

## 第3 市民活動促進基本計画

### 1 市民活動促進基本計画の策定

市長は、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民活動の促進に関する基本計画（以下「市民活動促進基本計画」といいます。）を策定しなければなりません。

### 2 市民活動促進基本計画の内容

市民活動促進基本計画には、次に掲げる事項を定めます。

- (1) 市民活動の促進に関する目標
- (2) 市民活動の促進のための施策に関する事項
- (3) (1)、(2)のほか、市民活動の促進に関する重要事項



### 3 市民活動促進テーブルの意見の聴取

市長は、市民活動促進基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ札幌市市民活動促進テーブルの意見を聴かなければなりません。

### 4 市民活動促進基本計画の公表

市長は、市民活動促進基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

### 5 市民活動促進基本計画の変更

上記の3、4については、市民活動促進基本計画を変更するときも同様とします。

## 第4 市の施策

### 1 市の支援体制

#### (1) 職員への啓発

市は、市民活動に対する職員の理解を深めるため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めます。

#### (2) 市内部の連携の推進

市は、市民活動の促進に係る施策の実施に当たり、関係部局間の連携を図らなければなりません。

### 2 情報の支援等

#### (1) 市民活動に関する情報の収集・提供

市は、市民活動の促進を図るため、必要な情報の収集に努めるとともに、適切な方法により、その情報を市民及び事業者に対して積極的に提供します。

<例> 行政・民間の助成金に関する情報、活動・イベントに関する情報、人材情報及び施設情報の集約・提供、多様な情報媒体を活用した情報提供など

#### (2) 市民が行う情報収集への支援

市は、市民が自主的・自発的に行う市民活動に関する情報の収集が円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとします。

<例> 市民の情報収集に対しアドバイスを行う相談機能の充実など

#### (3) 市民理解の促進

市は、市民活動に対する市民の理解を深めるため、広報・啓発を行うとともに、学習機会の提供その他の必要な措置を講じるよう努めます。

<例> 市民活動のPRの機会の設定、市民が気軽に市民活動を体験・学習できる機会の提供など

### **3 人材の育成支援**

市は、市民活動の促進を図るため、市民活動を担う人材の育成に必要な環境づくりに努めます。

<例> リーダー・コーディネーターのマネージメント力育成講座の実施など

### **4 市民活動の場の支援等**

市は、札幌市市民活動サポートセンターを拠点として市民活動の総合的な支援を行うとともに、地域の公共施設等を活用して市民活動の場の支援に努めます。

<例> 既存の公共施設の有効活用、地域の空き施設の利用など

### **5 財政的支援**

市は、市民活動の促進を図るため、予算の範囲内で活動資金の助成その他の必要な財政的支援を行います。

<例> 活動のための融資制度、寄附を財源として行う先駆的活動への資金助成、各部局で行っている助成制度との連携など

## 第5 寄附文化の醸成

市は、市民、事業者等による市民活動に対する資金的支援（説明7）が活発に行われ、市民活動に係る寄附文化（説明8）が、市民、事業者及び市の協働により醸成されていくため、必要な環境づくりに努めます。

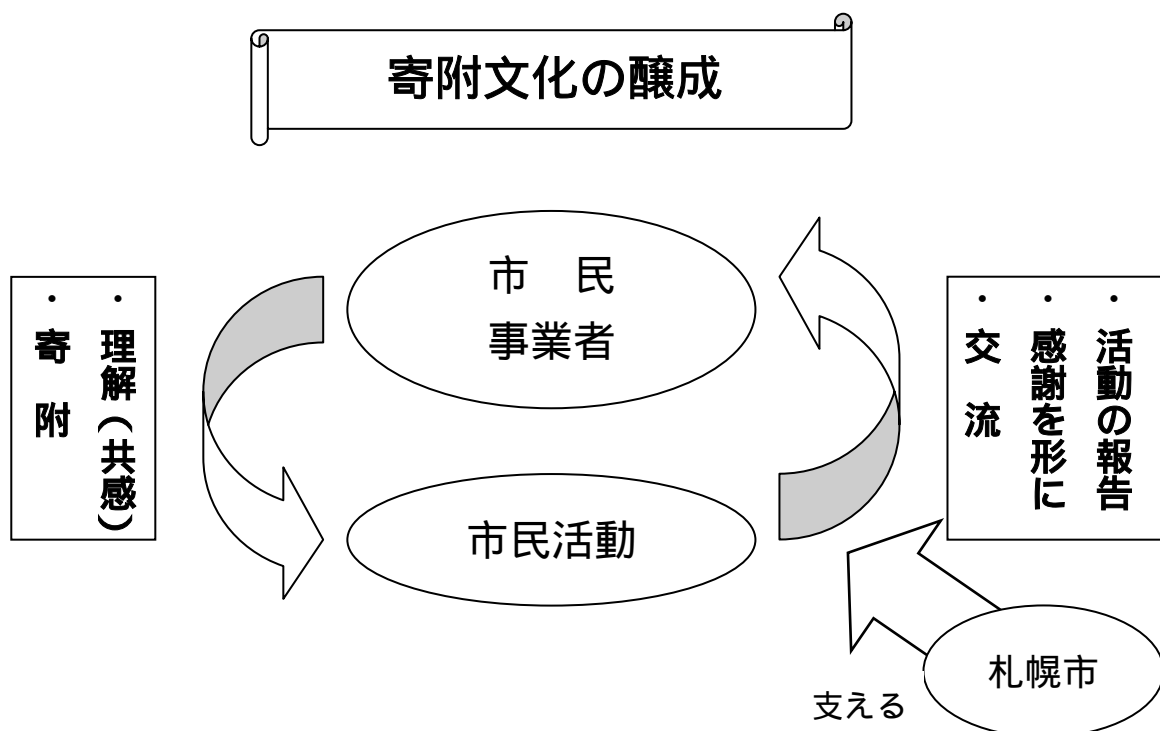
（説明7）

市民活動に直接参加できない市民が、寄附や募金を通じて市民活動に寄与することは、市民活動への重要な支援となり、結果的に参加しているのと同じ効果を生みます。また、それは企業をはじめとする事業者も同様です。このような、「寄附＝参加」の認識を広め、寄附の意義について理解してもらうことが大切です。

（説明8）

寄附文化とは、寄附するためのさまざまな方法や仕組みが存在し、子どもからお年寄りまでの幅広い市民が寄附を日常の中で普通に、そして気軽に行えるような、社会全体の雰囲気や慣習が定着している状態のことを指します。

イメージは下の図のようになります。



## 第6 基金

### 1 基金の設置

市は、市民活動に係る寄附文化の醸成に資するとともに、市民活動の促進に関する財政的支援に活用するため、別に条例で定めるところにより、市民活動促進基金(以下「基金」という。)を設置します。

### 2 資金の助成

市長は、処分された基金の額を財源として、(説明9)市民活動を行うものに対し、その活動に係る資金の助成を行うことができます。

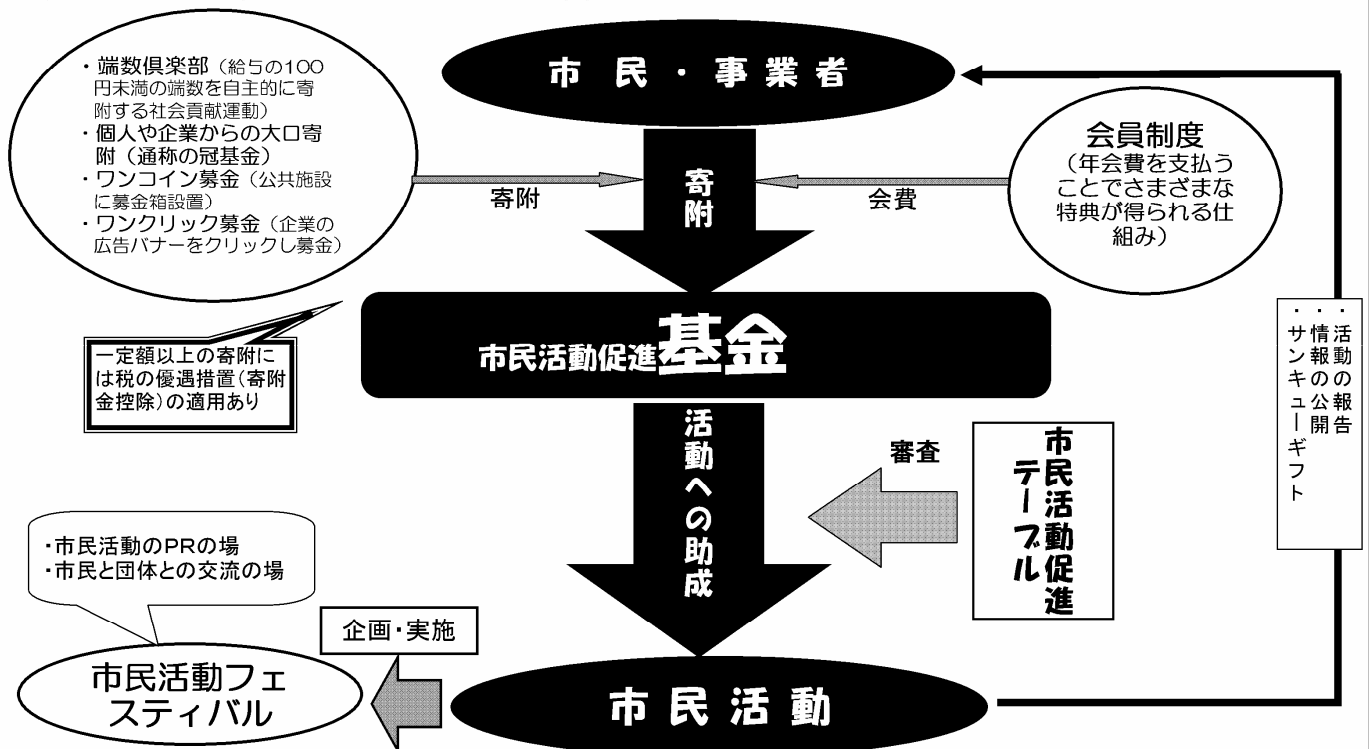
市長は、この助成を行うに当たっては、札幌市市民活動促進テーブルの意見を聴かなければなりません。

(説明9)

基金への積み立ては、市民や事業者から寄附金を集めることにより行います。市民活動に対する助成については、基金から助成に必要な額を取り崩して財源とする予定です。また、実際の助成に当たっては、希望する団体から申請等を行ってもらい、市長が市民活動促進テーブルの意見を聴いたうえで助成について決定します。

なお、基金の設置、管理及び処分に関して必要な事項を定めるため、札幌市基金条例の改正も合わせて行います。

## 市民活動促進基金の全体イメージ図





## 第7 札幌市市民活動促進テーブル

### 1 札幌市市民活動促進テーブルの設置

市長の附属機関として、札幌市市民活動促進テーブル（以下「促進テーブル」といいます。）（説明10）を置きます。

### 2 促進テーブルの役割

促進テーブルは、次に掲げる事務を行います。

- (1) 市長の諮問に応じ、市民活動促進基本計画に関し、調査審議し、意見を述べること。
- (2) 基金による助成に関し意見を述べること。
- (3) 市民活動を効果的に促進するための方策等に関し、協議等を行い、意見を述べること。
- (4) (1)、(2)及び(3)のほか、市民活動の促進に関し必要な事項について調査審議し、意見を述べること。

## 説明

### 寄附方法

- 団体指定寄附 登録制度に登録を行った団体の中から希望する団体を指定して行う寄附
- 分野指定寄附 福祉やまちづくりなどの分野を指定して行う寄附
- 団体や分野を指定しない寄附

指定寄附では、希望を尊重して助成しますが、必ずしも希望通りになるわけではありません。

### 助成対象

助成対象は、町内会・自治会、NPO、ボランティア団体などの活動を想定しています。助成に当たっては、市民活動促進テーブルの審査を経て市が決定します。

### 3 促進テーブルの組織

#### (1) 促進テーブルの委員構成

促進テーブルは、市長が委嘱する委員 10 名以内で構成されます。委員の一部は市民の中から公募し、委嘱しなければなりません。

#### (2) 委員の任期等

委員の任期は、2 年とします。ただし、委員が欠けた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となります。また、委員は、再任されることができます。

### 4 臨時委員の設置

特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、促進テーブルに臨時委員を置くことができます。

### 5 部会の設置

促進テーブルに、必要に応じ、部会を設けることができます。

### 6 その他

そのほか、促進テーブルの組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定めます。

(説明 10)

市民活動促進テーブルという名称は、市民、事業者及び市が 1 つのテーブルを囲んで、市民活動促進のために率直に意見を出し合う「円卓会議」というイメージのもとで名付けたものです。

促進テーブルは、この条例及び基本計画に基づく市民活動の促進に関する具体的かつ個別的な課題や方策などに関し議論することにより、市民活動促進に関する課題を共有するとともに、専門的・全体的な視点から、広く市民活動の促進に関して協議を行い、条例を実効性のあるものとしていくことを目的とします。

なお、必要に応じ、実地調査や研究・学習活動など、柔軟な活動を行うことも考えています。



## 第 8 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。